

映画「燃えよ剣」ロケ地 富田林寺内町プロモーション

の実施にかかる民間事業者等からの提案募集説明書

本説明書は、「映画「燃えよ剣」ロケ地 富田林寺内町プロモーション」を富田林市が実施するにあたり、民間事業者等の強みを活かしたプロモーション実施にかかる提案等について広く一般から募集するための説明資料です。

なお、提案にあたっては、別に定める「映画「燃えよ剣」ロケ地 富田林寺内町プロモーションの実施にかかる民間事業者等からの提案の募集に関する要領」の規定が適用されますので、当該要領を熟読いただき、規定を遵守のうえご提案くださいますよう、お願いいたします。皆様からのご提案を心よりお待ちしておりますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

令和3年8月

富田林市 市長公室 都市魅力課

1. 要旨

令和3年10月15日（金）から全国同時劇場公開の映画「燃えよ剣」（原作：司馬遼太郎の歴史小説）のロケーションが大阪府内では唯一、富田林寺内町で敢行されたことを絶好の機会と捉え、公開に合わせて配給者により実施される映画プロモーションと同調し、ロケ地めぐりなど観光による本市の知名度向上や富田林寺内町の認知度向上、交流人口獲得、地域活性化並びに市民のシビックプライド醸成を目的として、市は「映画「燃えよ剣」ロケ地 富田林寺内町プロモーション」（以下、「市プロモーション」と言います。）を実施します。

この市プロモーションを効率的かつ効果的に実施するため、民間の強みやノウハウを活かした事業者独自のプロモーションアイデア等について、市が提案を受けたうえ、製作者並びに配給者等の関係者（以下、「当該利害関係者」という。）との協議を経て実施の可否を決定し、決定した提案について事業者を実施していただき、市プロモーションとの相乗効果の獲得を図ることとしました。具体的には、市プロモーションの効果向上が見込める独自の取り組み、媒体の制作や掲示、関連イベントの実施等、提案者の有する資源等を活用した有意義な提案をお待ちしております。

なお、本件の担当は、富田林市市長公室都市魅力課とします。

2. 提案の要件

提案内容は次の要件をすべて満たすものとします。

- ①「映画「燃えよ剣」ロケ地 富田林寺内町プロモーションの実施にかかる民間事業者等からの提案の募集に関する要領」を遵守した提案。
- ②本件の目的達成に資する内容の提案。
- ③市の財政負担並びに人的負担を伴わない提案。
- ④行政目的に沿った提案。

3. 提案者の要件

- ① 提案者は個人、法人、団体のいずれかとします。
- ② 提案者は、本件公募開始から提案の実施日の間において、次の要件をすべて満たす者とします。
 - 1) 富田林市広告事業実施要綱（平成29年富田林市要綱第27号、以下「要綱」という。）第3条第2項に該当しない者であること。
 - 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
 - 3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされていない者であること。
 - 4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
 - 5) 当該関係者の権利関係等に影響を及ぼす者でないこと。
- ③ 前々項及び前項1)～5)の各号を満たす者であっても、提案を受けることが適当でないと市長が認めた者は要件不適合とします。

4. 提案の募集から実施まで

①提案募集の方法

提案の募集は公募とし、市公式ウェブサイトにて公開します。

②提案の方法

- 1) 提案者は、提案書（様式1）に必要事項を記載し、持参、郵送、メールのいずれかの方法で都市魅力課宛てにご提出ください。

※郵送、メールの場合は電話等による受信確認をお願いいたします。

- 2) ご提案の受付締切は令和3年9月15日（水）午後5時とします。

※持参又はメールの場合は期限厳守、郵送の場合は当日消印有効とします。

③ヒアリングの実施

- 1) 市は、提案内容の詳細を把握するため、提案書の受付後、提案者へのヒアリングを実施します。
- 2) ヒアリングにより疑義が生じた場合には、追加の資料提出をお願いします。

④提案の審査と結果の通知

- 1) 提案に対しては、公開映画に関わる権利等により当該関係者から様々な制約を受けるため、市および当該関係者がその内容につき協議を行い、市が採択の可否を決定します。
- 2) 審査の結果については、審査結果通知書（様式2）により市が提案者に通知します。

⑤覚書の締結

採択の決定を受けた提案者（以下、「実施者」と言います。）は、市との協議により提案内容についての仕様詳細を確定させたいうで、市と「映画「燃えよ剣」ロケ地 富田林寺内町プロモーション実施にかかる覚書（様式3）」を締結します。

⑥提案の実行

- 1) 覚書締結後、提案内容の実行に着手していただきます。
- 2) 覚書の終期については、市と当該利害関係者が協議により決定します。
- 3) 採択の決定を受けた提案の実施については実施者の責によります。
- 4) 覚書締結前の事前着手は認めません。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響による市プロモーションの中止

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み国や大阪府、市による感染症対策が行われた場合、又は地域住民から感染症流行拡大防止に対する配慮を求められた場合において、着手前後を問わず市の判断により市プロモーションを全体的あるいは部分的に中止することがあります。この中止により提案者に損害が生じた場合において、市はその賠償の責めを一切負いません。

6. 情報の公開

本市が提案者から収集した本件に関するすべての情報は、富田林市情報公開条例に基づき原則、公開となります。

7. 留意事項

提案にあたっては、以下の事項にも留意してください。

- ①提案内容においては、関係するすべての法令について遵守してください。
- ②提案内容においては、可能な範囲で環境に配慮するよう努めてください。
- ③社会通念上、好ましくない提案内容は一切認められません。
- ④本件の全部外注は認めません。

但し、提案内容の一部を外注することにより、本件の効果向上に大きく寄与することが認められる場合で、「4. ③ヒアリングの実施」に記載のヒアリング時に外注される範囲及び外注先を市に提示いただき、その効果向上について協議し合意に至った場合に限り、一部外注を容認させていただきます。

なお、外注範囲は提案者が責任を果たせる範囲とし、外注先に問題が生じた場合は、提案者の責任においてこれを解決していただきます。

- ⑤本件の採択後において、本件の適正実施を期するために市が行う指示に実施者が従わず、市が本件を継続することができないと判断した場合は、覚書を取り消し又は停止することがあります。
- ⑥前項の規定により覚書の取り消し又は停止したことによって損害が生じた場合においては、市はその賠償の責めを一切負いません。
- ⑦提案内容が、市又は当該関係者以外の第三者の著作権や肖像権、使用権等の権利を侵害しないよう、提案者又は実施者は契約や承諾等の必要な措置を講じてください。
- ⑧提案者又は実施者の責による損害については、提案者又は実施者の負担とします。また、提案者又は実施者の責により第三者に損害等を与えた場合も同様とさせていただきます。
- ⑨覚書締結後、提案内容に瑕疵が発覚した場合には、提案者又は実施者の負担において速やかに回復してください。
- ⑩覚書締結後において、覚書の解釈およびその他の事項につき生じた疑義や規定のない事項については、市と実施者双方が誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

8. この説明書に関するお問い合わせ

富田林市 市長公室 都市魅力課 担当 高橋

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

TEL：0721-25-1000（内線329）

FAX：0721-25-9037

Mail：kouhou@city.tondabayashi.lg.jp（受信確認をお願いします。）

以上